

第1号議案

平成30年度事業報告

社員総会・理事会

<社員総会>

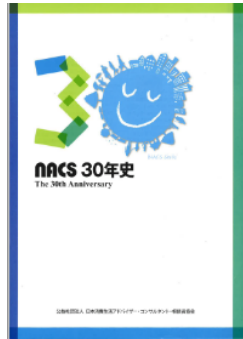
- 第8回定時社員総会 平成30年6月11日(月) 学士会館
臨時社員総会 平成30年10月6日(土) 主婦会館プラザエフ
河上正二氏を代表理事・会長に選出

<理事会>

- 第1回理事会 平成30年5月12日(土) 全国婦人会館2F会議室
第2回理事会 平成30年6月11日(月) 学士会館
第3回理事会 平成30年7月28日(土) 全国婦人会館2F会議室
第4回理事会 平成30年9月13日(木) 全国婦人会館2F会議室
第5回理事会 平成30年10月6日(土) 主婦会館プラザエフ
第6回理事会 平成30年10月6日(土) 主婦会館プラザエフ
第7回理事会 平成31年3月2日(土) 全国婦人会館2F会議室

創立30周年事業

①「NACS30年史」の編纂



②30周年記念ブルゾンの作成



③30周年記念式典の開催

開催日 平成30年6月11日

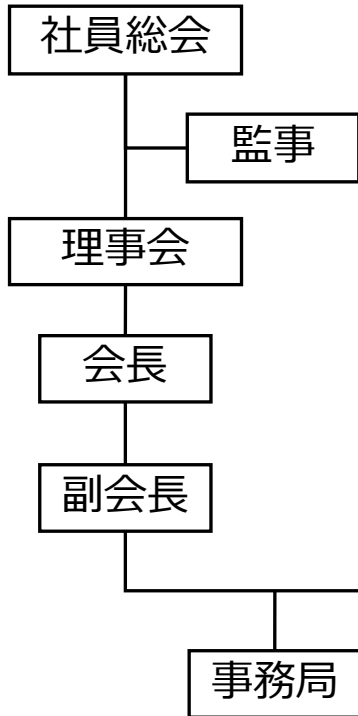
会場 学士会館



④消費者教育教材の開発を支援



組織図



本部	総務委員会	関崎理事
	広報委員会	永沢副会長
	消費者教育委員会	窪田理事
	環境委員会	村上理事
	消費者相談・ADR委員会	樋口理事
	事業委員会	太田理事
	消費者志向経営委員会	奥原理事
	消費生活研究所	高橋理事
	個人情報保護特別委員会	奥原理事
	消費者提言特別委員会	大石副会長
	福祉サービス評価特別委員会	大石副会長
	食生活特別委員会	大石副会長
	ConsumerADR特別委員会	樋口理事
	ICT特別委員会	永沢副会長
	金融特別委員会	永沢副会長

支部	北海道支部	小森理事
	東北支部	大西理事
	東日本支部	南條理事
		青木理事
		原理事
	中部支部	星野理事
		高木理事
	西日本支部	樋口理事
		糸島理事
		小川理事
中国支部	田中理事	
九州支部	愛智理事	

正会員入会金・会費・残高推移（総会議案書より抜粋）

入会金・会費（千円）、会員数（人）

年度	正会員会費			会員数			
	入会金	会費	増減	期初	期末	期中平均	増減
25年度	1,410	32,370	—	3,346	3,176	3,261	—
26年度	1,180	30,760	▲ 1,610	3,176	3,046	3,111	▲ 150
27年度	980	29,110	▲ 1,650	3,046	2,926	2,986	▲ 125
28年度	1,010	27,942	▲ 1,168	2,926	2,823	2,875	▲ 112
29年度	755	26,764	▲ 1,178	2,823	2,786	2,805	▲ 70
30年度	795	25,770	▲ 994	2,786	2,650	2,718	▲ 87

規程の改定

平成30年10月6日

- 個人情報保護規程
- 理事会運営規程
- 嘱託員及び臨時職員就業規程
- 職員給与規程
- Consumer ADR業務規程
- 会計規程
- 個人情報保護細則
- 個人情報保護ガイドライン
- 稟議規程

平成31年3月2日

- 賛助会員規程
- 理事会運営規程

2019年5月11日

- 倫理規程
- コンプライアンス規程
- 公益通報者保護規程（新設）
- 就業規則
- 理事候補選挙規則
⇒理事候補選挙規程

※会員専用ページに
規程を順次掲載予定

平成30年度主要事業一覧

<事業>

(千円) 管理費率

産業人材研修センター	学校講師派遣	8,150	▲15%
	CD-ROM教材 「はじめよう！あなたから地球のためのエシカルライフ」		
	消費者教育担当者会議		
産業能率大学	消費生活アドバイザー資格取得講座	8,000	15%
日本規格協会	標準化活動への消費者推進リーダー養成	2,530	15%
	普及啓発	2,930	15%
Google	ICTリーダー育成	4,500	28%
尼崎市	小学生向けごみ減量・リサイクル啓発	3,450	10%
東京都福祉サービス 第三者評価推進機構	福祉サービス第三者評価	5,500	15%

<補助金>

(千円)

JKA	電話相談 1 1 0 番、Consumer ADR	2,729	▲50%
日本宝くじ協会	中部支部 自立する消費者のススメ ～一歩ふみだす消費行動への手引き～	3,020	0%
自動車リサイクル 高度化財団	事業者視察、認識度調査、意見交換会 小冊子「もっと自動車リサイクル」	3,330	15%

内閣府公益認定等委員会の立入検査

実施日：平成30年12月17日、31年1月10日

講 評：①賛助会員会費の使途（公益目的に50%）
を規程に明記すること⇒3月2日改定済
②事業報告は公益認定時の事業項目に沿って
報告を行うこと⇒社員総会終了後に提出予定

課 題：公益認定に関する理解が不足

対 応：公益社団法人公益法人協会の講義を理事が受講
平成31年3月2日（土）理事会後に実施

今 後：内閣府、公益法人協会の情報を周知予定
次頁は内閣府が発信した最新情報

公益法人が満たさなければならない基準

内閣府 令和元年5月

「民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～」より抜粋

①公益性～公益に資する活動をしているか～

- 公益目的事業を行うことを主としていること
⇒公益目的事業比率が50%以上
- 特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと
⇒社員や理事等の法人の関係者に特別の利益を与えてはいけない
- 収支相償であると見込まれること
⇒ 公益目的事業に係る収入 < 事業に必要な適正な費用
- 一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）
- 理事・監事の報酬が不当に高額にならない

②ガバナンス～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

- 経理的基礎・技術的能力
- 相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと
- 公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

当協会の5つの業務

NACSの3つの柱

1. 消費生活に関する相談、助言、苦情処理等を行う事業
(公益目的事業1)
2. 消費生活全般についての講座、セミナー等を開催して行う消費者啓発・消費者教育活動及びそのための人材育成を行う事業 (公益目的事業2)
3. 消費生活に関する諸問題について調査、資料収集、分析を行いその結果を社会に還元する事業 (公益目的事業3)
4. 支部大会や会員相互の親睦・研鑽を目的とする事業
5. 管理業務

公益目的事業 1

(1)消費者相談(WET)・Consumer ADR

- 公益財団法人JKAの競輪補助事業として実施
- 東日本と西日本でのべ102日、合計1,237件の相談を受付
- ADRは大阪相談室でも実施。1件裁定を実施

(2) 消費者トラブルなんでも110番

- 公益財団法人JKAの競輪補助事業として実施
- 「これって払わなくてはいけないの? ~不当請求・架空請求なんでも110番~」
- 11月3、4日に東京相談室と大阪相談室で実施。87件受付

公益目的事業 2

(1)学校における消費者啓発

- 学校講師派遣72校、受講者6,937名
- 講師養成講座の開催

「若年層への消費者教育をより推進するために
～成年年齢引下げをテーマとしたワークショップを
通じた参加型授業の体験～」

- 企業と連携した消費者教育

公益目的事業 2

(2) 消費生活に関するシンポジウム

- ・ 消費者志向NACS会議を開催

消費者庁 政策参与 川口 康裕 氏

『消費者庁創設が目指したことと、これまでの進展』

～福田総理施政方針演説から10年を経て

徳島県知事 飯泉 嘉門 氏

『新次元の「消費者行政・消費者教育」の展開』

～四国・中国・関西、そして全国へ！～

公益目的事業 2

(3)環境に関する啓発活動

- 環境問題に関する啓発および人材育成

- ・自動車リサイクルに関する消費者への周知活動

小冊子「もっと自動車リサイクル」および電子ブックの作成

(4)個人情報保護に関する研修会

- 認定個人情報保護団体としての活動

(5)消費生活アドバイザー制度普及に関する

セミナーおよび講演会

- 消費生活アドバイザーの普及啓発事業

公益目的事業 2

(6) エネルギーに関するセミナーおよび講演

- 環境問題に関する調査・研究

- 石油連盟からの委託事業

災害への備えを考える～災害における石油の役割～
意見交換会を開催（岡山、静岡、大阪、四日市）

公益目的事業 2

(7)消費生活に関する研修会等の開催並びに 機関誌の発行

- 消費生活に関する研修会・研究会等の開催

全国7支部で研修会、講習会、セミナーを開催(79回、2,201名)

- 情報の収集と提供

「NACS30年史」の編纂

- 消費者啓発のためのフォーラムやシンポジウム、セミナーの開催

消費者啓発セミナー

学生交流会（東京・春日井・大阪で開催、参加者合計132名）

公益目的事業 2

- 地方自治体等からの消費者関連事業の受託
 - 尼崎市市民提案事業（16校、26講座、1,511名）
 - 稲城市委託事業（6校、721名）
 - 神奈川県委託事業
 - ・ 消費者教育担い手連携・協働事業（21名）
 - ・ 子どもの傷害予防教育事業（267名）
 - 一般講師派遣事業（68講座、3,301名）

公益目的事業 2

(8) 人材の育成

- 消費生活アドバイザー試験対策講座(産業能率大学と提携)
受講者 東北7名、東日本60名、中部43名、西日本77名
- TES (繊維製品品質管理士) 資格取得受験対策講座
受講者14講座、385名
- 消費者関連規格標準化事業
経済産業省・一般財団法人日本規格協会と共同で「消費者推進リーダー養成」事業を実施
北海道16名、東北49名、中国45名、九州20名
- ICTリーダー育成事業
高齢者がインターネットを安全かつ楽しく利用するための知識を広めるための人材 (ICTリーダー) を育成
本部・東日本支部50名、中部支部25名、西日本支部13名

公益目的事業 3

(1)消費生活に関する調査研究及び論文集等の発行等

- ・消費生活研究所（消費生活研究第20巻）
- ・Consumer ADR特別委員会
（消費者取引裁判外紛争解決手続報告書（平成30年度））
- ・東日本支部（第29回研究発表会論文集）
- ・西日本支部（自主研究会活動レポート集）
- 消費生活に関する提言活動の推進
- ・著作権侵害サイトのブロッキング（内閣府）
- ・第5次エネルギー基本計画策定（資源エネルギー庁）
- ・消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（消費者庁）
- ・ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取り扱い
（厚生労働省）
- ・「消費者基本計画工程表」改定素案（消費者庁）
- ・公益通報者保護専門調査会報告書（消費者庁）

公益目的事業3

- 消費生活に関する内外関係機関との交流の推進
 - ・ 国民生活センター主催全国消費者フォーラム
 - ・ 成年になる前に必要な消費者教育 消費者教育委員会
 - ・ 見守る人向け啓発講座 西日本支部消費者教育研究会
 - ・ シニアのICTリテラシー向上啓発活動の全国展開
グーグル事業プロジェクトチーム
 - ・ 東京都消費者月間事業
 - ・ 三重県消費者月間記念講演会
 - ・ 岐阜市消費生活展、
 - ・ 名古屋市主催消費生活フェア
 - ・ 大阪府消費者フェア
 - ・ 文部科学省主催「消費者教育フェスタ」
埼玉県比企市、兵庫県姫路市、神奈川県横浜市

公益目的事業3

- 適格消費者団体等への協力
 - ・ 消費者機構日本（COJ）
 - ・ 消費者支援ネット北海道（ホクネット）
 - ・ 消費者市民サポートちば
 - ・ 消費生活ネットワーク新潟
 - ・ ながの消費者支援ネットワーク
 - ・ 消費者被害防止ネットワーク東海（Cネット）
 - ・ 消費者支援機構関西（KC's）
 - ・ 消費者ネット広島
 - ・ 消費者支援機構福岡

公益目的事業3

(2) 福祉サービス第三者評価

高齢者福祉事業所からの委託により、福祉サービス第三者評価を実施し、東京都福祉サービス第三者評価推進機構に報告。17事業所

(3) 消費生活に関する冊子の作成

- ・ 中部支部

自立する消費者のススメ～一歩ふみだす消費行動への手引き～

- ・ 消費者教育委員会

はじめよう！あなたから 地球のためのエシカルライフ CD-ROM

- ・ 東日本支部 ICT活用研究会

はじめてのスマホ（第2版）

- ・ 環境委員会

もっと自動車リサイクル

(4) 自主研究会活動（43研究会、761名）

会員活動事業

(1) 支部大会

北海道支部	5月26日	札幌エルプラザ	63名 (※)
東北支部	6月17日	仙台市市民活動サポートセンター	44名 (※)
東日本支部	5月26日	東京ウィメンズプラザ	151名
中部支部	5月19日	名古屋市中区アイリス愛知	82名
西日本支部	6月17日	大阪産業創造館	98名
中国支部	6月30日	広島グリーンアリーナ	60名 (※)
九州支部	6月16日	アクロス福岡	154名 (※)

※委任状を含む

(2) 部会・分科会

(3) NACSへの入会勧誘

- 当年度入会者数 81名

第2号議案

平成30年度決算報告

正味財産増減計算書(概要)

(単位:千円)

	当年度	前年度	前年度比
【一般正味財産増減の部】			
経常収益(A)	106,573	95,983	+10,589
経常費用(B)	117,722	101,091	+16,630
経常増減(A-B=C)	△11,149	△5,108	△6,041
経常外増減(D)	0	0	0
一般正味財産増減(C+D=X)	△11,149	△5,108	△6,041
【指定正味財産増減の部】			
受取補助金等(E)	0	8,070	△8,070
一般財産へ振替(F)	△7,505	△564	△6,940
指定正味財産増減(E-F=Y)	△7,505	7,505	△15,011
当期正味財産増減(X+Y)	△18,654	2,397	△21,051

	当期	前期	増減
正味財産期末残高	97,714	116,369	△18,655

正味財産増減計算書

補助金7,505千円を
今期に計上した場合

(単位:千円)

	当年度	前年度	前年度比
【一般正味財産増減の部】			
経常収益(A)	106,573	95,983	+10,589
経常費用(B)	117,722	101,091	+16,630
経常増減(A-B=C)	△11,149	△5,108	△6,041
経常外増減(D)	0	0	0
一般正味財産増減(C+D=X)	△11,149	△5,108	△6,041
【指定正味財産増減の部】			
受取補助金等(E)	0	564	△564
一般財産へ振替(F)	0	△564	△564
指定正味財産増減(E-F=Y)	0	0	0
当期正味財産増減(X+Y)	△11,149	△5,108	△6,041

	当期	前期	増減
正味財産期末残高	105,219	108,864	△3,684

正味財産増減計算書(収入の部)

- 当期経常収益は9,598万円。会費収入は引き続き減少ながらも、事業収益等の拡大で補い、前年度比+1,196万円 (単位:千円)

	当年度	構成比	前年度比
入会金	795	1	△255
受取会費	37,600	35	△1,078
事業収益※	53,247	50	+10,258
受取補助金	13,255	12	+2,659
受取寄付金	860	1	+190
雑収益	815	1	+185
経常収益合計	106,573	100	+11,960

※当期に受託した5件のうち、補助金・助成金事業当期中に終了したJKA(272万円)と宝くじ協会(302万円)と残り3件の受取補助金振替(750万円)の合計額。受取補助金等期末残については次頁参照。

正味財産増減計算書(支出の部)

- 当期費用は11,772万円(前年度比+1,663万円)。
- 30周年記念式典、臨時総会開催、理事会開催増加に伴い、印刷製本費や消耗品費、会議費等が増加。事業の拡大に伴う会員への臨時雇賃金・諸謝金の支払いや旅費交通費等が増加

(単位:千円)

	当年度	構成比	前年度比
事業費(A)	99,679	84	+14,289
管理費(B)	18,044	16	+2,342
経常費用(A+B=X)	117,723	100	+16,631
経常外費用(Y)	0	0	0
費用合計(X+Y)	117,723	100	+16,631

平成30年度決算概況

期末の一般正味財産*は前年度比▲1,114.9万円

*平成29年度の決算において、平成30年実施する事業の補助金約750万円を指定正味資産として計上したため、結果的に正味資産がその分膨らんだ形となった。平成30年度は、このような処理を行わなかったため指定正味資産はない。このため、正味資産ではなく、一般正味財産で比較をするのが適当との意見を福山税理士からいただいた。なお、当該補助金の内訳については、議案書27ページの「8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を参照

「構造的要因」 ▲600万円

会員数の減少による会費収入減＋固定費の増加――→平成28年度以降500万円の赤字が発生する体質へ。平成30年度はさらに会員数が減少し会費収入が99万円減 →約600万円の赤字が構造的に発生・・・次ページ以降を参照

当年度の「特殊要因」 ▲410万円

1. 30周年記念事業 約320万円

(内訳) 記念式典 約200万円 (事業費の賃借料と会議費、管理費の賃借料と会議費に計上)
30年継続会員式典出展のための交通費補助として4支部に各10万円＝40万円
30周年記念誌印刷代 約80万円 等

2. 理事会を例年より2回多く開催・臨時総会の開催 約90万円

(内訳) 理事会1回開催に要する費用 (交通費) 36万円×2回＝72万円
臨時社員総会開催費用 (会場賃借料等16万円等)

その他、KKP本格稼働 (減価償却費等) に伴い、システム関係の費用が増大。
また、消耗品費 (紙) も増加

移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について

平成20年10月10日

内閣府公益認定等委員会 より抜粋

代議員制を採る場合には、定款の定めにより、以下の5要件を満たすことが重要である。

- ① 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること
- ② 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
- ③ 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること
- ④ 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること
- ⑤ 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

2019年度事業計画（補足）

総会議案書の報告に加え、以下の5項目を実施。

1. 期中で事業が確定した都度、予算補正を実施。
2. 事務局支援のため理事2名を副会長補佐として設置。
3. NACSの構造改革
 - 構造改革プロジェクトチームを設置。
 - コスト削減と組織の見直しを検討開始。
4. 公益法人としての情報発信力を強化
5. キャッシュレス社会に向けて金融特別委員会を設置
6. Window's 7サポート終了前にパソコンを入替